

Japan Medical Journal 日本醫事新報

No. 3518

平成3年(1991年)9月28日

週刊

医事法制

柔道整復師の業務に関する疑義

〔問〕このたび柔道整復師がその業務に基づく判断およびその証明について、医師の「診断」およびその「証明」ではないから不可とする事件が発生した。そこで日本接骨師会（協）からの左記の件につき照会したい。

柔道整復師は医学的判断をする余地がないか、また、そのような判断を書面にて交付することは可能か。

（東京 丁生）

〔答〕医師が患者の健康状態に
関し、医学的見地から行う総合的
判断を「診断」と称し、これを証
する書面を「診断書」と称する
が、このことをもって柔道整復師
が法律上認められた業務（柔道整
復師法第一五条）の範囲内におい
て、施術のうえで必要な判断を行
うことを否定するものではなく、
その判断に基づく書面の交付を禁
止するものではない。

なお、柔道整復師の行う施術行
為は広義の医療行為に含まれる。
（厚生省健康政策局医事課）

本件回答を見れば医師対整復師の関係が如何に対抗的なものではなく共存的なものであるかわかると思います。本件は損保業界など関係業界の整復師社会への理解不足や誤りのため、医師対整復師の関係を対抗的なものとみなし、「診断・診断書の発行は医師のみができる」とし、強引にこの理論を整復師の正当業務にまで及ぼし否定する乱暴をしていることを注意したものです。整復師がその業務に基づき医学的判断を行いこれを表す証明書等を発行することは医師の診断等を理由に何等否定されるものではないことを指摘するものです。